



2025 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 キ ャ リ ア
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 川 嶋 一 郎
(コード：6198 東証グロース)
問 合 せ 先 取 締 役 蒲 原 翔 太
(TEL. 03-6453-2717)

当社に対する行政処分（事業停止命令及び事業改善命令）に関するお知らせ

当社は、東京労働局より、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下、「労働者派遣法」という。）に違反したとして、令和 7 年 7 月 30 日付で、労働者派遣法第 14 条第 2 項に基づく労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣法第 49 条第 1 項に基づく労働者派遣事業改善命令を受けましたので、お知らせいたします。

当社は、今般の労働者派遣事業停止命令及び改善命令を重く受け止めるとともに、お客様及び登録スタッフならびに株主の皆様をはじめとする関係者の方々に、多大なご迷惑及びご心配をおかけしますことを、心よりお詫び申し上げます。

今回の行政処分の概要及び当社の今後の取り組みなどは、下記のとおりでございます。

記

1 処分の概要

(1) 労働者派遣事業停止命令

① 対象期間

令和 7 年 7 月 31 日から令和 7 年 9 月 30 日まで（2 ヶ月間）

② 対象業務

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（以下、労働者派遣法施行令という。）第 2 条第 1 項第 4 号に定める業務のうち、保健師助産師看護師法第 5 条及び第 6 条に定める業務に係る労働派遣事業（医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院若しくは同条第 2 項に規定する診療所（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第 1 条第 2 項各号に定めるものを除く。）、同法第 2 条第 1 項に規定する助産所、介護保険法第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設、同条第 29 項に規定する介護医療院又は医療を受ける者の居宅において行われるもの（介護保険法第 8 条第 3 項に規定する訪問入浴介護及び同法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問入浴介護に係るものを除く。）に限り、派遣労働者の就業の場所が労働者派遣法施行令第 2 条第 2 項に規定するべき地にある場合を除く。）

なお、事業停止開始日より前に労働者派遣法に則って労働者派遣契約が締結され、かつ、停止前現在、既に開始されている労働者派遣については、派遣先に不利益を与えるとともに、派遣労働者の保護にも欠けることになるため停止する扱いは行わないこととされています。

また、本件事業停止命令は一般労働派遣事業の一部に係るものであって、上記以外の一般労働派遣事業、職業紹介事業、業務請負事業等につきましては、これまでどおり実施できるものであります。

(2) 労働者派遣事業改善命令

本命令による措置の内容は以下のとおりです。

- ① すべての労働者派遣事業、請負事業、出向等について、労働者派遣法及び職業安定法のすべての規定に違反していないかの総点検を行い、これらに係る違反があった場合には労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。
なお、総点検にあたっては、以下の法条項について特に重点的に点検すること。
 - 労働者派遣法第4条第1項
- ② 上記①の事項を含む労働者派遣法及び職業安定法違反について、その発生の経過を全て明らかにしたうえで原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。
- ③ 労働者派遣法、職業安定法等労働関係法令の規定に違反することのないように、全社にわたり確実な方法により法令等同窓者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備及び再発防止策の確実な遂行を行うこと。
- ④ 上記（措置）①から③に係る総点検結果及び是正状況並びに法違反発生の経緯、原因及び再発防止措置並びに遵法体制の整備状況等について、東京労働局あて、令和7年10月29（木）までに書面をもって報告すること。

2 処分の理由及び経緯

令和4年2月1日から令和6年10月1日までの間、当社の一部支店において、法定の除外事由なく、労働者派遣法施行令第2条第1項第4号に規定する業務について労働者派遣事業を行っていた点について、労働者派遣法第4条第1項違反の指摘を受けたものであります。

3 今後の取り組み

当社は、令和6年9月より以下の体制変更を実施しております。

- (1) 法令遵守を推進するコンプライアンス課の人員を2名から5名に増員、派遣事業の運営や法令に精通した人材によるチェック業務の強化
- (2) 契約内容関連のチェックを担う部署と情報入力や契約書作成を担う部署の連携がスムーズに行えるよう、上位組織を新たに編成し、専任の管理者を配置
- (3) 人材教育の専門組織を編成し、教育体制を強化しており、コンプライアンスを含めた研修を

実施

今回の行政処分を踏まえ、上記の体制をさらに強化・充実させ、改善命令に従った総点検、法違反発生の経緯、原因を究明し、再発防止措置並びに遵法体制の整備により一層努める所存です。

4 当社の業績への影響

本件に起因する当社業績への影響につきましては精査中であり、今後開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上